

第2回 甲賀市市民参画、協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成29年9月13日（水） 10時～12時

【場 所】 甲賀市役所水口庁舎4階 教育委員会室

○出席者

委 員：15名（委員総数15名）

安達委員、池田委員、澤委員、中川委員、中島委員、西村委員、波多野委員、本馬委員、水上委員、森地委員、藪下委員、吉田委員、神山委員、中沢委員、秀熊委員

事務局：岡田、清水、伊藤、福田

傍聴者：なし

○次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 第1回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認

(2) 地域市民センターのあり方について

(3) 報告事項

4. その他

1 開会

○事務局

第2回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会を開催いたします。

（前回ご欠席の波多野委員自己紹介）

2 あいさつ

○中川委員長

第2回となりました。前回は大変感銘いたしました。委員の皆様方からそれぞれご意見をいただきましたけれど、抑制が効きつつも、きちっとした観察の行き届いたご意見ばかり賜って、すごいなと感心したところです。

よくあります自分たちの分野別の、あるいは地域別のエゴに固まった話はほとんどなかったということに驚きました。今回以後もそのように公平、かつ科学的な見地に満ちた結論を導いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3 議事

(1) 第1回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認

○中川委員長

「第1回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認」です。

ご確認いただいて、自身の発言内容と違うことがあれば、今週中に事務局へご提示ください。事務局で修正してホームページに掲載することでご了解をお願いします。

— 全員了承 —

(2) 地域市民センターのあり方について

○中川委員長

「地域市民センターのあり方について」を事務局から説明を受けたうえで議論いただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料1 「地域市民センター（職員）の主な業務」

資料2 「19の地域市民センターの現状・課題」

資料3 「集落支援員について」

資料4 「証明書発行、収納取扱い 関係資料」

資料5 「地域市民センター周辺のコンビニ、金融機関」

「市役所、市民センターコンビニ、金融機関 マップー2」

資料6 「決算の推移」

資料7 「中長期財政計画」

資料8 「職員数の推移」

○中川委員長

非常に多岐にわたり豊富な内容の説明でした。皆さんからご意見を賜る前に私から印象を述べます。

非常に厳しい現実が迫っていると言えますが、数字で見たら逆に安心と思われた方もあると思います。

合併特例債の期限間際に、この庁舎建設のために特例債を発動し、この借金返済のスタートが10年以内にやってきます。

それから地方交付税交付金が一本算定されるというのは、合併してから10年間プラス5年間は、旧の町単位で算定した普通交付税の総額を配分する「合併算定替」という特例が、次の5年間で9割、7割、5割、1割、ゼロと段階的に減らし、純粋にひとつの自治体として算定する「一本算定」に戻るといことです。甲賀市は既に減少期に入っているわけです。ただ、段階的に減っていくためそれほどクラッシュはきません。

職員数もそれに合わせて、一番多いときに比べたら200人近く減らします。その

ようにして縮む時期に合わせる必要があるということです。

これほど広域な面積の市域で、しかも職員数も減り、財政的にも厳しくなってくる、公共施設も総合管理計画に基づいてスクラップ・アンド・ビルドをしていかねばならないという事態において、どうするべきかという一つの方策として、住民自治を強化し、地域の皆様方に対する団体自治の関わり、支援の仕方はどうあるべきかということの問題提起してくださいということだと思います。

まず、集落支援員の配置についてご議論いただきたいと思います。これに関わりのある委員の方のご発言を優先して、澤委員さんから順番にお願いします。

○澤委員

信楽自治振興会長野分会及び長野区においては「集落」という言葉には、中途半端な地域で、振興会の目指しているもの、また振興会組織について、思うような成果が上がっていないし、そういう組織がまだ組めていないのが現状です。集落支援員を設置して支援をすることは、地域の現状からみて少し難しいという気がします。

○中川委員長

現在、各地域市民センターに嘱託職員として地域支援補助員が雇用されています。それを廃止して、代わって集落支援員を役所を退職された方等も含めた外部人材に委嘱するという転換についてどう考えられるかということをお話いただきたいと思っています。

○中島委員

地域支援補助員にはセンターの業務をしながら振興会支援していただいているのですが、簡単な事務とかは振興会の事務員がいます。支援担当の方からほしいのは情報やアイデアです。また、現状を知るために会議にも出てきていただきたいと思っています。

大原自治振興会の場合、3年ほど前から手上げ方式のプロジェクトで、現在8つのグループが動いています。全部の会議に出るのは非常に厳しいと思っていますが、主な役員会には出てもらうようお願いしています。集落支援員なら会議に出るなどそういった支援に専念していただけると思うのでいいと思います。

○水上委員

地域市民センターはセンター長と嘱託の地域支援補助員がいます。一般から見たら、嘱託職員さんは何をしているのかわからない部分があります。地域市民センター開設前は公民館長が1人でした。現状の二人は地域にノウハウを示す人という感じではありません。

集落支援員さんに替わるのは結構ですけど、地域に合わせた、地域の実状を知っ

ている人が自治振興会の手助けや改革をしていただければありがたいと思います。

○森地委員

私の地域は佐山地区で、四つの区があり、地域市民センターには2名の嘱託職員がおられますが、あまり業務量が多く無いように思うので1人でもいいかと思います。

水口の本庁まで行くのが面倒だからセンターに書類を届けるとか、わからない場合は尋ねるとい程度で、必ずしも地域市民センターがあってありがたいと思わないのが実情です。

○藪下委員

綾野学区では、嘱託職員の方には、まちづくり基本条例の支援というところではものすごい力を発揮してもらっています。

事務加算金のルールで、賃金として使える合計105万円強の中で、自治振興会の総務的な仕事を全てやるのはかなり負担がかかります。そこで支援という形で職員の方にはかなり協力してもらっています。住民自治云々というところでは問題があるかもしれませんが、現状はそうになっています。

一時期思っていたのは、センター長は本庁に戻り、嘱託の地域支援補助員さんはむしろ自治振興会が管理させていただくという形で、事務加算金で対応できない業務を補足する役割を果たしていただく方法です。それは今の地域支援補助員さんでなく、集落支援員さんで良いのかもわかりません。

センター長の役割はいろいろ改善していけば、合理的なモニター的なことができるのではないかと思います。

○吉田委員

私は市街地の自治振興会の会長として出席しておりますので市街地という区分と、希望ヶ丘学区自治振興会の会長の両方の立場で話をします。

7年前の当初は、「地域市民センター長は係長級以上の職員を配置する」ということになっていたのが、知らない間に、嘱託のセンター長と嘱託の地域支援補助員となっている地域市民センターがあると聞いています。係長級以上という体制は変わらないと思っていましたが、変更になったので、振興会も組織体制を変えてきました。支援の職員とは少し距離を置きながら、行政の方という位置づけに戻していますが、必要不可欠な人材であるのは間違いないです。集落支援員さんという肩書であるかどうかを問わず、そういったポジションの方は地域には必要です。

住民が7,500名おりますし、うちの振興会も100万円ぐらいの事務局費を支出していますが、業務は多いし、行政側の業務と自治振興会の業務が多岐にわたりますので、ある程度権限のある方がいる方が住民自治としてはやりやすいと思います。

現在の地域支援補助員ですが、市がハローワークで求人する際の雇用条件は、パソ

コンが使える、自動車運転免許を有しているというレベルですので、地域事情に詳しい訳ではなく、かつ集落対策の推進に関して知見を有した方というわけでもありません。ある程度スキルをもった市の方が必要な人材だと思います。

○澤委員

神山さんにお聞きしますが、長野でも地域支援補助員が設置されているのですか。

○神山委員

地域支援補助員は信楽地域市民センターに1名おります。

○水上委員

先ほど、たくさん事業をやっているので支援員さんはできるだけ支援していただきたいけれども大変だとのことでしたが、綾野学区は地域市民センターと振興会が同じところにおられるのですか。

○藪下委員

ひとつの部屋を区切って使っています。

○水上委員

私の地域は、地域市民センターは建物の入り口にあり、振興会は同じ建物の奥に事務所がありますので、普段からの意思疎通がなかなかできません。

集落支援員制度を採用したら、できるだけ一緒にいるという条件が必要だと感じております。

○中川委員長

そういうことを望みたいということですね。

○澤委員

地域支援補助員の方がいることは認識しました。自治振興会や自治会は従来から独自に雇用した事務員さんや、組織の役員等で運営しており、地域支援補助員の方と協働してこなかったことから深く認識していませんでした。

私は、専任の振興会の役員というか事務長というか、言い換えれば地域支援員ということになると思うのですが、こういう方が1人おられれば、振興会及び自治会でもうまくやっていけると考えています。そういう人材を年内に、募集して長期的にいてもらう必要があると思いますし、地域でも相談しています。ですので、350万円の支援があるならちょうどいいと思いました。

自治会長といっても2年ぐらいで代わりますので、事務や業務に精通される事務局

長のような方がおられた方が長野区においてはやりやすい態勢かと思います。

○中川委員長

地域に関わっておられる委員の方に主にご意見を賜りましたが、他の委員でご発言はございますか。

○波多野委員

今聞いていると、集落支援員さんイコール事務員、事務の補助をする方という認識の方もおられるようです。集落支援員をしている友人の話を見ると、一人世帯のお年寄り宅を見回るなど、地域おこし協力隊の地元と根差したバージョンの方だと認識しています。地域おこし協力隊は地域のノウハウが全くないので、その代わりに地元のことを知っている集落支援員が地元の人と関わりながら、その地域の問題点を洗い出して解決していくことが本来の役割で、それが自治振興会の業務に連結しているので、一緒にやっておられるという印象を受けていました。今のお話を聞いていると、議論する先が、事務をする、しないとか、補助をする、しないなどということによって少し違うように思いました。

○中川委員長

おっしゃるとおりです。議論を整理しますと、集落支援員というのは何をするのかという説明があまり詳しく伝わっていないと思います。集落支援員というのは、事務局補助をするのか、事務局そのものをするのか、行政との仲介役というか、コーディネーターのような仕事が主に期待されているのか、そこが整理されていないのです。

本来その集落や地域が抱えている課題を掘り起こし、それを皆で共通認識し、さらにそれを行動計画にもちあげていくような、プランナー、プロデューサーのような仕事ではないのかというのが、今のご指摘です。

ただ、自治振興交付金の中身を見ると、事務加算金が出ており、事務費のための交付金が出ている限りは、集落支援員が事務を代行するのはおかしいと思います。事務を行うためのお金が別に出ている訳ですから、事務局はあくまで地域側が自立させるべく努力するのが本来ではないですか。その交通整理がされていないのではないかとこの疑問を感じました。

○吉田委員

地域支援補助員と、センター長である市の職員をどうするかという話なので、その置き換えと捉えて当然だと思います。地域支援補助員を集落支援員に置き換えて配置してはどうかというのが提案されているということですが、私の地域では、決して職員に振興会の事務だけをお願いしている訳ではなく、自治振興会の会長は事務局や役員三役を通じてしっかり議論して事務もしております。

私たちと行政の方とは権限が違って、交付金の使い方などの調整があるので、常に横にいて話をする必要があります。そうでないと監査を受けて突如返金しないといけないということになりかねないので、責任をもってやるためにも、それなりの権限のある方に常にいてもらうことが大事ではないかという認識で話をさせていただきました。

○中川委員長

きちんと整理していただきました。

○事務局

先ほど集落支援員について説明をしましたが、この資料に書いてあるとおり、「地域の実状に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握などを実施する」仕事です。中川先生がおっしゃられたとおり、現在、自治振興会には事務加算金をお渡しし、自治振興会に事務員を雇用していただいている関係で、直接自治振興会の事務を集落支援員がやるのではなく、地域の実状の把握、こういう実状があるから自治振興会はこういうことをやらないといけないというふうサポートができる、そういう人材を集落支援員として考えております。

地域支援補助員も地域市民センターのセンター長もそういう役割を担うように研修なども行っているのですが、行政窓口業務などさまざまな業務が重なって、地域の実状把握などの特化した地域支援が行えていない現状もございます。前回の会議で中川先生からお話がありました、現在の高齢化率や一人世帯がどれだけあるのかとか、地域の実状を示した地域カルテをつくって、それを地域で共有し、それによりどういう取り組みが必要かを検討していただく、その支援を専任の担当者がやっていく必要があると思ひまして、何か新しい形でできないか、もしくは委員の皆さんがどういふご意見をおもちになっているかをお聞きしたいということで、まずはこの集落支援員制度を提案いたしました。

○中川委員長

地域市民センターのなすべき仕事が今のままでいいのかということも議論していただきたいと思います。現在、証明書発行や各種公金収納業務をやっていますが、年々件数は減少しています。最近ではコンビニでの証明書発行や収納も可能になってきているので、地域市民センターで続けていくべきかという意見もあります。

もう一つは、それでは地域市民センターで一体何をすべきなのかという意見です。本来、自治振興会のバックアップとか情報交換とか、学習・研究のための場をそこに設定するとか、今お話が出ています集落支援員制度が仮にスタートするならば、支援員を集めて一定のスキルアップ、トレーニングをするとか、いろいろな仕事が考えら

れますが、そのような仕事にはセンター長がいます。団体自治の拠点ですから住民にセンター長をやってもらうわけにはいきません。団体自治の役割と、地域振興会がやるべき住民自治の役割が分かれていないといけないと思うのです。場所的に、地域市民センターが住民自治の拠点にもなっていますが、地域市民センターの管理・運営に関しては行政の責任でやるべきという面もあります。そのあたりの交通整理をしたうえで、地域市民センター長の位置づけをもう一度議論してほしいということですので、そのあたりは後ほど議論します。

自治振興会の事務局は自治振興会側でもつという方向は確認できたと思いますが、その途中経過では助けてほしいというのが実感だと思います。書類の書き方など、役員が代わるたびに勉強し直すのは大変ですし、それも含めて教えていくとか助けていくという機能も必要です。役所で勉強会をする方法もあります。

それと併せて、集落の抱えている課題とか行動方針や重点計画を立てていくのは、それなりのトレーニングを受けた集落支援員でないと無理ではないかという判断もあると思います。一定の社会調査の見識とスキル、インタビュー技術やデータの分析・解析をする力も必要だと思うので、今のままの地域支援職員でなく、ステップアップした集落支援員制度に移行することについては、大筋合意ということによろしいでしょうか。

— 同意 —

○中川委員長

ありがとうございます。

それでは次に、19あります地域支援センターでの証明書発行、収納業務の取扱いについて、お諮りします。現状の説明をお願いします。

○事務局

資料4「証明書発行、収納取扱い 関係資料」により説明

○中川委員長

地域市民センターでの証明書発行や収納業務については廃止するという方向でご了解いただけるのかということです。

○水上委員

確かにコンビニとか金融機関が身近にある地域は、収納業務は必要ないと思いますが、私ども鮎河や信楽の多羅尾さんは、資料5を見ますとほとんど車で10km以上のところに金融機関がある。そういった地域においては、一人暮らしのお年寄りとか、字が書きづらい、目も見えにくい、マイナンバーカードの説明も理解しにくいというお年寄りが多いため、市民センターを日常の窓口として利用されています。それがな

くなったら非常に困るのは目に見えておりますので、一概に全部廃止するという事はぜひともやめていただきたい。地域に合わせて、実状を鑑みて、本当に困る人たちに利用していただけるようにしていただかないと、本当に商店もないし、一人暮らしで歩いてしか行けないという人が多いなかで、不満が出るかと思います。

○神山委員

多羅尾は郵便局が近くにあるし、JAもあります。

○水上委員

鮎河にも郵便局はあるのですが。

○中川委員長

今の提案は、甲賀市の包括外部監査で1センター当たり月平均たったの8.0件の証明、22.7件の収納、これをこれだけの人件費で対処するのは不経済だという指摘に対して、水上委員から、例外的に残さないといけない場所があることも考えてほしいというご意見ですが、そのような扱いは可能なのでしょうか。

○吉田委員

質問ですが、資料にあるコンビニエンスストアというのは、全て公共のバスで行けますか。地域市民センターへはバスで行けるので、うちの地域の方は証明書を取るために比較的よく地域市民センターに行かれます。コンビニエンスストアへは、バスでは行きにくいです。

資料4の証明発行数値は、19地域市民センターの平均が示されていますが、数字的にどうなのかと思います。

また、コンビニ・金融機関まで距離についても、距離だけでなく地形の状況もあると思いますし、地域の実状を踏まえた方がいいと思います。

○中川委員長

これも、この場で決着をつけられない。継続審議で別に協議しましょう。

次に、19の地域市民センターが今後なすべき業務、どのように業務発展をしていくべきかですが、伊賀市や名張市などですでに導入開始されているセンターを住民自治協議会が指定管理者として受任することは可能かどうかということまで含めて議論していただけたらということです。

草津市では去年から全住民自治協議会が地区センターの指定管理を受けています。それは自治振興会に対してお金が流れる仕組みをもう一つつくろうということでもある代わりに、経営者としてのスキルアップが要求されるという両面があります。ただ、今すぐやるという話ではありません。その方向を容認するかということです。こ

れについてご議論いただきたいと思いますが、その前に議論の手がかりを副委員長の方で作っていただけませんか。

○西村副委員長

これまでの地域市民センターの役割を確認しますと、今のところ、自治振興会や区・自治会の支援業務、公民館の業務、行政窓口業務の三つをやっています。そこにはセンター長と地域支援補助員がおられるが、実際はセンター職員が区・自治会、自治振興会に具体的にどんな支援をしていいかわからない。地域の人も支援職員が何をしてくれるかわからないということで、役割が不明確になっています。公民館業務や窓口業務が忙しいから支援業務ができないと言われますが、取扱い件数を見るとそれほどないという数字的な根拠があって、一体どうしているのか皆さんもわかっていないと思います。

○吉田委員

数字では把握しています。何件の取扱いがあるというのは地域単位でわかります。

○西村副委員長

地域市民センターの役割を明確にしないと、議論が合わないし、自治振興会との連携の仕方が、うまくいっている理由、うまくいっていない理由を押さえないと次の展開にいけないのではないのでしょうか。まず役割を整理して、次に、うまくいっていないところと、うまくいっているところの議論があって、その後地域市民センターの指定管理を受けた場合に近隣市で実施している効果や、メリット・デメリットを説明すると、皆さんから意見が出しやすいと思います。

事務局から、課題をもう少し整理していただければ、議論しやすいと思います。

○事務局

資料1で地域市民センターの主な業務を大きく三つに分けてご説明しました。主たる業務は、自治振興会、区・自治会も含めて、地域づくりのための支援を行っていくというものです。

二つ目の公民館業務は、地域市民センターが公民館施設を使っている場合に発生します。大半のセンターは公民館やコミュニティセンターに併設で、講座の申し込みや部屋の利用のために沢山の方が入館されています。しかし、農協の建物を借りてセンターを使っている場合などは公民館のような貸し出しはありません。

三つ目の窓口業務は、庁舎・旧支所やコンビニエンスストアに近いところは、あえて19の地域市民センターに来られない場合も多いです。地域によって業務の多い少ないの違いが出ています。

自治振興会の支援に関しても、自治振興会が自立されていて、事務局体制を整えて

おられるところは、次のステップのための協議等はしても、普段の活動に差し出がましいことはできないので、何をしたいかわからないというセンター職員がいるということも聞いています。

センター職員と自治振興会の役員がいつも情報を共有して、必要に応じてセンター職員が助言等をして、これからの人口減少社会を踏まえた次のステップの活動に進めるような支援ができているところがうまくいっていると思います。

○中川委員長

自治振興会への支援機能はますます強化しないといけないということが一つ。これは能動的に、地域で掘り起こしてさらに提示していっているところもありますが、全部ではなく、ばらつきがあるということです。

二つ目は、副委員長が整理してくださった、生涯学習型の地域課題学習、個人個人の能力アップ、生活自立や社会参画に向けた能力アップ型の公民館的教育。これについて、現在の地域市民センターでは連動性が見受けられない感じがします。困っている人のために知恵を出していく、自分たちの生活をレベルアップするために話し合う技術を身につける、立場・気性・生い立ちが違うという人と話をするための粘り強さ・忍耐力・マナーを身につけるのが、公民館だと私は思っているのも、その機能を果たしているのかということです。

三つ目は行政窓口の役割。行政の窓口機能は、包括外部監査等から指導を受け始めています。

地域市民センターをどう守るのかという議論になって浮上してきたのは、1番の機能と2番の機能を強化していくという方向です。その方向でセンターを位置づけるということで、皆さんの意識が共有できたと思うのですが、今日結論を求めるというものでもありませんし、こうありたいということによろしいですね。

○中島委員

自治振興会ができたときに、もともと学区単位に公民館があるところはそれをベースにうまくいっていると言われるのですが、無いところは一からやりました。大原学区の場合は公民館的な場所は生涯学習館ですが、振興会とは別で動いています。旧町時代だったら社会教育がしっかりしていて、そこで生涯学習等々をやっていましたが、ゼロになりました。社会教育というと生涯学習なのかわかりませんが、別でやっていますので、どうつながるのが我々の課題です。

○中川委員長

自治振興会がこれから発展していくことと併せて、生涯学習こそ地域の力を上げていくための協働学習の資源だというように、もう一度軌道修正した方がいいと思います。楽しいことを通じて人が集まって交わる、出会うことが大事なのです。自分たち

だけで固まって登録グループのようなものを作ってしまって、新しく入れないようなことは本末転倒だろうと思います。

○中島委員

地域市民センターと青少年とはつながっていますが、生涯学習館は利用させてもらっていても機能的なつながりがありません。

○中川委員長

それは再点検しましょう。例えばお隣の伊賀市（旧上野市）は生涯学習や公民館が地域と密着しているのです。ところが合併した3町2村は地域と密着した生涯学習ではなくて、行政主導型社会教育をやってきたから、地域が生涯学習と連動して地域学習をするというのはあまりありませんでした。旧町単位でもバラつきがあり、例えば、合併前の伊賀町や阿山町はわりときちっとやっていたとか、青山は行政主導型など違いがありました。ここでも合併自治体特有の食い違いが起こっているのかもしれない。各地域市民センターのやるべきことは、生涯学習と位置づけていいのではないですか。欠落しているのなら、もう一度それを入れ込まないといけないと思います。

○本馬委員

先ほど水上委員さんから中山間地域では活動できる人材も減ってきている中で、公民館機能をもったところが地域市民センターという位置づけになっているという発言があったのですが、それはその地域にとってはすごく大事な位置づけになっていると思います。片や、綾野や希望ヶ丘自治振興会は、中心になって動かれる人がいて自治振興会の機能もしっかり果たせている。そのような地域と、そういう人材もない地域とがあるので、市としても一律に地域市民センターのあり方を考えるのではなくて、その地域の実状に合った形で、動けなければサポート体制も組みながら、一律の支援方法ではいけないのではないかと、皆さん方のお話を聞きながら感じました。

資料5に鮎河の郵便局は近くにあると書いていますが、郵便局で収納業務はできても、コンビニは10km以上離れているので、一人暮らしの高齢者が証明をとるのは難しい状況もあります。先ほど統計では収納業務が月8件でしたけれども、コンビニや市役所が近いところはきっと少ないと思うので、統計的な数字だけではなく、細かく見て行って、必要なところは支援を一定残すことも必要ではないかと感じました。

○中川委員長

超過疎集落、中山間集落については、広島、島根にたくさん事例があります。そういうところで収納業務についてどうすべきかという議論がありました。それを住民自治協議会で部会をつくって、例えば銀行や公金収納に行く際に用事がある人は言って下さいと行って、連絡があったら委任状込みでもらいに行って代理で納めに行くこと

いう活動をしているところがあります。もう一つは、共通で課題をもつということは、同じことをやれということではありません。ですから生涯学習の自前で講座を企画するのが無理な地域はやらなくてもいいと思います。むしろそれは行政側から資源をもっと持ってきて、団体自治で助けてと交渉すればいい。何でもかんでも自前でやれという話ではないと思います。

地域によって実状が全く違います。交通事情も違うし、住民の規模も違うし、リーダーが沢山いるところと少ないところ、高齢化しているところと色々あるので、その実状に応じたバラエティが当然生まれる。それを前提として考えないといけないと思います。ただ、最低どういう仕事をするのかという大まかな括りは決めておかないといけないということです。今はそれすら混乱しています。

○吉田委員

うちの地域の場合、類似施設という位置づけのものはあっても、公民館はそもそもないのです。他の地域ですと公民館にも、地域市民センターにも職員がおられて、7名とか10名体制ですけれども、うちは地域市民センターしかありませんので2名のみです。このくらい差があることを一例としてあげました。

○藪下委員

綾野学区は、水口中央公民館の中に、社会教育的な公民館事業、地域市民センター、自治振興会があります。先ほど支援に対して誤解されたかと思うのですが、地域市民センターの支援というのは、あくまでも前向きで、まちづくり計画の取り組みなどでの関与があるのです。つまり住民自治と団体自治との架け橋的なところがあるのです。情報を共有するという意味の関係性があるということです。

もう一つ、公民館事業として社会教育的な話で生涯学習の中で「夢の学習」があります。自治振興会との関係など、起こった事情に対して、どううまく作り上げていくかということを探しているのが現状です。いずれは自治振興会が、公民館の指定管理ができるような力が蓄えられればいいと思いますが、おそらくまだこの自治振興会もそれだけの力がないと思うのです。

大きな提案をさせてもらいたいのは、根底的な話になると地域によって特徴がありますが、基本のところは決めないといけないと思います。その中で、各振興会のロードマップで、例えば、私たちなら地域市民センターあるいは公民館を合体したコミュニティセンター的なところを自治振興会が指定管理するとか、本当にできるのかわかりませんがそこにどれだけ住民自治の力をつけていくかが非常に大事なと思います。

○事務局

先ほど大きく三つあるといていた二つ目の公民館業務ですが、実際に地域市民センターでやっている公民館業務は、貸し館、講座の受付や申し込み、生涯学習の情報

提供など補助的な業務です。と言いますのは、公民館は合併した旧町に1カ所ずつ中央館があって、そこに社会教育課の公民館職員を配置して、職員が企画立案して講座等の運営をしています。

○中川委員長

藪下委員がおっしゃったことは大変重要なことで、先ほどから議論がわかりにくいのは、錯綜する原因があるのです。

一つは、地域市民センターの仕事の具体的な定義と今後の方向、それと実状とがバラバラだということです。ですので、求めるべき方向としては、三つの機能があり、甲賀市はどうすればいいのかという議論をしましょう。そのなかで行政窓口業務に関しては、証明発行と公金収納業務については外す方向でどうかという問題提起を受けた。これについては、鮎河のような地域は一律に扱うのは問題があるということでペンディングです。

次の議論は、自治振興会そのものの成熟度、あるいは活力、現状というものにバラつきがあります。バラつきがあるという現状そのものをスタートラインに置いて、そこからさらに発達していく工程があります。例えば、最終的に「指定管理者を受任するに至った。」「地域コミュニティビジネスをやる力を備えた。」という工程表があるとするならば、途中の工程でこういうことをやる、こういうことを乗り越える、ということが見えないと話ができないということです。

交通便利で人材も豊富な都市部の自治振興会と、人口衰退の過疎の自治振興会と同じように議論されることについて不安を感じておられる人たちと、結構頑張ってここまできているという成熟段階が見えてきている自治振興会と、今からもう一度やり直しだという自治振興会とか、人が減る方向で毎年やり直しの状態ではないかと思うような辛い思いをしている自治振興会もある。それを一斉に議論してしまっているから皆が不安になっているのです。だから、一度工程表を示しましょう。

最初の、地域によってバラつきのある話は、当然の前提です。どうすればみんな苦労しないでうまくいくかという話の前提で、「かくあるべし」「ねばならない」「これからの自治振興会はこうしてもらわないと困ります」という話は一つもありません。自治振興会は「こうした方がうまくいく。」「こうした方が発展しやすい。」という提案を、行政はしていると思っています。そのようにご理解していただいて、議論を深めていただけますか。

まだ議論していただきたいことが残っています。一つは、地域市民センターの仕事について話をしましたが、センター長を嘱託職員に切り替えたいというご提案です。事務局からご提案ください。

○事務局

「地域市民センター長の嘱託職員への切り替えについて」説明

○中川委員長

現在は公金収納や証明書発行をしているので、いわゆる任命権者の職員でなければ行政処理ができないのですが、嘱託職員にしてもそれは可能なのですか。

○事務局

はい。

○中川委員長

わかりました。ただ、正規職員で配置につけることはコスト負担に耐えられなくなってきているのが本音です。千何百人いたのが八百何十人に減っており、それだけの職員を割り振りできなくなっています。ですから嘱託に替えたいということです。

○澤委員

確かに業務的に非常にいいと思います。ただ、8月の台風の際に、夕方5時頃に甲賀地域に警報が出て、信楽が避難指示、その隣の西地区で避難勧告が出て、避難場所として集会所を開放したのですが、不安な時に頼っていくのはセンターです。実際に被害はありませんでしたが、そういう時にセンターの職員が嘱託職員でいいのかという気がします。

○中川委員長

防災集結拠点として扱うということも前提としたときに、それで大丈夫かという疑問が出されました。それに対する答えはまた出して下さい。

ただ、防災拠点だからといって正規職員でなければならないという論理になるかどうか一度検討してみてください。交通整理ができて、防災に明るくて、ちゃんとさばきができる人がいたらいいわけです。何らかの執行権を発揮しなければならない業務があるかどうか。それがないのであればいけると思います。

○西村副委員長

実際にうちは自治振興会でやっているのですが、防災についてはどういう役割でやっているかというのが全然整理されていない状況だと思います。一次避難所は公民館だけれども次はどうするのかという話もあったり、二次避難所の小学校が開いていなかったというところもあったので、そこは行政が自治振興会と区と一緒に積み上げて議論しないと、多分今のままでは議論にならないと思います。

○澤委員

私の地域では、今、自主防災の研究を行っているところです。

○吉田委員

うちの場合、夜間に台風がくると、センター職員はおられませんから市のから派遣されるのですが、センター職員でないので、鍵の貸し借りがスムーズにできません。全館の鍵を持っているのが私だけになります。私は晩から朝までずっと館にいることになるので、権限をうまくしていただきたいのです。

うちは防災センターですので、他の地域でも水が出始めると、資材を出す可能性があるので待機をはじめます。自治振興会の備蓄も出すという形を取っているのですが、その待機をしていますから、大きい目で見えて連携を図れればと思います。

○中川委員長

今の話は、気づかない点を出していただいたので点検してください。

公文書の発行とか公金の収受ということ、支所は別に置いておいたとしても、7割、8割は外したとするならば、それは正規の事務吏員、役所でいったら主事という肩書をもっている者でなければできないというのが法律ですけれども、それについては外すことはありうるということでご了解いただければと思います。ですから嘱託職員でもかまわない。委嘱辞令でもかまわない。本当は任命辞令でないといけないと私は思うのですけれども。委嘱辞令ではだめだと思いますけれども。

これは非常に壁が厚いとは思いますが、これは一つの便法として、旧町単位で統括する正規職員を置いて、その人から命令を発することは可能なのです。やりなさいと言って、代理人に来させる。その場合はいくつか潜り抜けられることなのです。そういうことと併せて旧町単位で集落支援員の研修や指導、あるいはバックアップする仕事も増えるかもしれません。そうすると、これはあくまでも私案ですが、旧町単位にそれぞれを統括、指導し、助言し、あるいは地域振興会のご意見を吸収して本庁と交渉するような、そういう正規職員を配置することも案として考えることは可能かと思えます。そうすれば皆さんの不安はもう少し和らぐのではないかと。何もかも役人を外すのかと思っておられるようですから。

○澤委員

そこに頼らなければ、現状そうですからね。答えはこうだというものがあれば、また方向性が変わる。

○中島委員

私も2番、3番の相談業務が薄くならないかというのが心配です。市になったときにも地域の方はそう言っていました。市役所に行ったら何でも相談にのってくれますが、結局本庁に聞かないといけないということで、あまり頼りません。でも、地域市民センターを飛ばして本庁に行くのは失礼なので通していくと、時間もかかるし、や

り取りを最後は本庁でしてしまうこともあったりするので、この辺りはより強化できる方がいいと思っています。

○中川委員長

ズバリいうと、誰が来るかによります。集落支援員にしても、センター長にしても、肩書とか辞令の問題と違って、その地域に愛情とか責任感があって頑張る人が本当は大事なのです。そういういい人を見つけてくる力が行政にどれだけあるかということだと思います。

○西村副委員長

実際すべての人が精通している訳でもないので、多分相談を受けたら一緒に本庁に行ってみようかとか、そのつなぎさえできれば全然問題はないと思います。

○中川委員長

蒲生のまちづくりの人達も頑張ってくれていますが、最初は、役所に行っても話が通じないと言って泣いておられました。けれども、今はどんどんコミュニケーションができて仲間を増やして行って、本庁に行ったら「おお、蒲生の人や」と言って皆頭を下げられます。

○西村副委員長

市民センターに皆が行けて議論ができればそれで十分で、ここから本庁につないでもらったらいいと言ったら十分いけます。

○中島委員

もう一つ、自治振興会の能力というか、問題は、時間です。我々はなかなかフルタイムで時間を取れなません。多くの方が仕事や他のことをしながらやっているの、報酬はなくてもいい、できるだけたくさん時間をそれに費やせるということではないと受けることはできないと思うのです。そういうコアの何人かが必要となり、それを見つけるのが課題です。

○中川委員長

それは名張りで一定答えを出した団体があります。専従の事務局長を雇えるだけの金を稼ごうと活動されました。それをやりきった結果、かなり強い住民自治協議会になりました。今は学童保育もやっています。ビジネスは全然怖くないと言っています。専従事務局長ができたからです。

○西村副委員長

東近江でもコミュニティセンターの指定管理委託を自治振興会が受けているのですけれども、その館長が事務局長も兼ねているところが結構あって、生涯学習と自治振興会の運営を事務局長と会長が仕組んでおられます。コミュニティセンターを受託することは地域マネジメントができる力をつけるということで、10年間かけて力をつけてきたところから順々に受託をされているので、そういう力をつけさせる意味でも、地域市民センターの受託を目指して地域マネジメントができる力をつけさせていくを進めていくことも一つだと思います。

そこに事務員がいたら両方のことをしたらいい。実際に生涯学習のことも、まちづくりのこともされているので、生涯学習に来た人もまちづくりに参加するというように相乗効果が発揮されています。そういうロードマップのようなものを23の自治振興会で作っていかないといけないと思います。

23の振興会のそれぞれの現状はどうで、将来はどうしていくのか、ということを一覧表にして議論しないと、一律では難しいということが今日よくわかったと思うので、そこは各々がマトリックスでどうなっているのかを整理されて議論に臨むと、もう少し明確に、ここは過疎地で人口減少が顕著だからやめておこうとか、ここは支所である程度補完してやっていこうとか、そういう戦略が練られるのではないのでしょうか。その辺りをもう一度整理されて、将来のあり方を検討されたらもう少し見えてくると思います。

○中川委員長

そうですね。大筋の方向性は議論をします。例えば配達してもらうために事業交付金を出して地域ビジネスにするという方法など、いくらでも方法はあると思います。

今の話は、神戸市でも同じことを議論しています。あの158万都市神戸でさえ、過疎の村があります。神戸市は限界集落をもっているのです。また都市部といっても区ごとに住民性や文化が違います。隣同士の区でもほとんど交流がありません。ほとんど業務街の区や、高層マンションが稠密に集まっている区、一方、自治会長の平均年齢が76歳の高齢化した後継者がいない区などが起こっている訳です。

まして、合併した甲賀市で皆が一緒だとは全然思いません。合併した町というのはそれぞれ歴史も違う、仕組みも違う、ましてや生涯学習の仕組みでもそれぞれ違うはずで、それぞれが工夫してやってきたものを一緒にしてしまうというのは無理があります。けれどもできるだけ地域の特性を尊重して生かしていきながら、大きな方向としてはこの方向に行ったら皆が得をしないかなという解を見つけるのがこの委員会だと思っています。違いを言い立ててケンカするのではなく、共通性を見つけるべく協力しましょう、頑張りましょうと。できれば最終的には地域は地域自治会が自らお金をもらって経営できるぐらいの、そういう形態をつくるのが目標だと思います。

もうとても無理だとなったら、自治振興会が合併しても良いのではないのでしょうか。広域合併してもいい。飛んで合併してもいい。中心市街地の自治振興会と過疎の自治

振興会が連携して合併してもかまわない。

○西村副委員長

連携事業はやって当たり前だと思います。

○中川委員長

これは地方自治法上の広域連合や一部事務組合の思想を民間ベースでそのまま使えばいい訳です。ですから潜り抜け方はいくらでもある。過疎だからとか、決して悲観することはないと思います。やり方はいくらでもあります。

ご意見はまだまだたくさんあると思いますけれども、限られた時間ですので、地域市民センターについての意見交換はここで一旦終了いたします。次回もこの項目についての意見交換をさらに深めていきたいと思いますので、今日のご意見を参考にしながら、さらに皆様方のお考えを掘り下げ、まとめておいていただきたいと思います。

(3) 報告事項

○中川委員長

次に報告事項ですが、「自治振興交付金、区・自治会と自治振興会について」説明をお願いします。

○事務局

資料9・10「自治振興交付金の区自治会と自治振興会について」の説明

○中川委員長

これについては情報提供ですので今日はこれについての議論は置きます。

それから参考資料「テーマ型市民活動団体の状況について」がありますが、前回のご意見に対して出しているものですが、簡単にご報告いただいて、今後の検討課題にしたいと思います。

○事務局

参考資料「提案型市民活動団体の状況について」により報告

○中川委員長

以上で今日の審議は終わりました。進行を事務局にお返しします。

○事務局

委員長、ありがとうございました。委員の皆様も長時間ありがとうございました。ただ今の資料については、前回、テーマ型の市民活動についても情報がほしいという

ご意見があり、本日提供いたしました但し検討のスケジュールとしては、このことについてはもう少し先になります。今日は情報共有ということでご理解ください。

4 その他

○事務局

次回の開催日を11月10日金曜日の午後2時から開催したいと思います。閉会にあたりまして、副委員長からごあいさつをお願いします。

○西村副委員長

今日は、協働推進の核となる地域市民センターのあり方についていろいろと議論いたしました。市に合併したところで、各々23の市民センターによってかなり事情も違うので、次回はそのあたりを事務局で整理していただいて、より深い議論ができればと思います。ご苦労様でした。